

## マイナポータルを利用した社会保険手続の電子申請について

現在、当健康保険組合にてマイナポータルを利用した社会保険手続にかかる申請可能な届書は、下記の通りとなります。特定法人（資本金一億円超の法人）の事業主様については、令和2年4月から下記①～③の届書の電子申請が義務化され、当健康保険組合においては令和3年3月1日から受付が可能となっております。

特定法人であっても、未だ電子申請を開始されていない事業主様におかれましては、早急にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、特定法人以外の事業主の方々も電子申請は可能ですので、電子申請の仕組みや申請方法等を別添のリーフレットにてご確認のうえ、積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

### 記

#### ■ 電子申請可能な届書

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額変更届
- ③被保険者賞与支払届
- ④被保険者資格取得届
- ⑤被保険者資格喪失届

※電子申請可能な届出は順次追加される予定です。

#### **お 願 い**

当健康保険組合の事務処理については、例年、4月は「資格取得届」、7月は全被保険者が対象の「算定基礎届」の処理により繁忙月となります。

現在紙媒体にて届出されている事業主様におかれましては、「電子申請」または「電子媒体」での届出に切り替えていただきますようご検討よろしくご願ひ申し上げます。